

空調服（熱中症予防対策）購入助成金交付要綱

【新設】

2026年3月2日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

（目 的）

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、所属運転者に係る作業中の熱中症予防対策のため、屋外作業等における体温を下げるための空調服を購入した際の費用の一部を助成することにより、熱中症による労働災害事故の防止を図ることを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、新潟県トラック協会会員で新潟県内の事業所に従事している常時選任運転者が使用するものとし、当該年度の4月1日から翌年の1月31日までに購入、支払いが完了したものとする。（会員事業者が費用負担したものに限る。）
2. 助成数は、保有車両30両未満の事業者は1事業年度10着を上限とし、保有車両30両以上の事業者は1事業年度20着を上限とする。（選任運転者数を超えないこと）

（助成対象物品）

第3条 助成対象とするものは、屋外作業等における体温を下げるための機能のあるファン付き作業服（通称；空調服）とし、新品で購入した場合に限る。
バッテリーならびに部品交換などの費用は助成対象としない。

（助成金額）

第4条 助成金額は、1着につき購入費用（消費税は含まない。）の1/2以内、上限2,000円（千円未満切り捨て）とする。

（助成金の請求）

第5条 会員は、空調服を購入したときは、当該年度の2月10日までに様式1の「空調服購入助成事業交付申請書（助成金交付請求書）」に必要書類を添えて協会に提出しなければならない。
2. 前項の申請書に必要な書類は次のとおりとする。
（1）空調服の請求書の写し
（2）空調服の領収証の写し（銀行振込の場合、振込用紙の控え等）

（助成金の交付）

第6条 協会は、前条の交付申請書（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、条件に適合すると認められたときは、会員に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し、交付した助成金の返還を命ずることができる。

1. 本要綱に定める事項に違反したとき
2. 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第8条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、2026年4月1日より適用する。

令和 年 月 日

住所
社名
代表者

空調服【熱中症予防対策】助成事業交付申請書
(助成金交付請求書)

記

1着につき購入費用（消費税別）の1/2以内、上限2,000円（千円未満切捨）

- ・請求書の写し
- ・領収証の写し（銀行振込の場合、振込用紙の控え可）

※いずれかに、空調服購入の記載（着数必要）があること

・銀行名：☐銀行・☐信用金庫・☐信用組合

・支店名：☐本店・☐支店

・預金種別：☐普通・☐当座

・口座番号：

・氏 名： _____ ・電話番号： _____
 ・FAX番号： _____